

監査公告第2号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した病院管理部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年6月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

病院管理部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和元年5月9日から令和元年6月10日まで

第2 監査の対象

加賀市医療センター

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料をもとに、財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、未収金の対応については、督促結果等の分析に基づいて、費用対効果や課題対応などを十分検討したうえで、明確な方針を定めて進められるよう指摘した。

その他、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

病院管理部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 平成 30 年度決算見込みについて
2. 病診連携の紹介率、逆紹介率について
3. 病床機能の維持について
4. 保安警備業務の契約について
5. 電算管理業務の契約について
6. 放射線機器包括保守契約について
7. 未収金の対応について
8. 企業債残高について